

新	旧
期日指定定期預金 取引（通帳式） 3.（利息） （3）この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 A 6か月未満 <u>2年以上利率 × 30 %</u> B 6か月以上1年未満 2年以上利率 × 40 % C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率 × 50 % D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率 × 60 % E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率 × 70 % F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率 × 90 % （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 自動継続期日指定定期預金 取引（通帳式） 4.（利息） （5）この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 A 6か月未満 <u>2年以上利率 × 30 %</u> B 6か月以上1年未満 2年以上利率 × 40 % C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率 × 50 % D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率 × 60 % E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率 × 70 % F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率 × 90 %	期日指定定期預金 取引（通帳式） 3.（利息） （3）この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 A 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B 6か月以上1年未満 2年以上利率 × 40 % C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率 × 50 % D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率 × 60 % E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率 × 70 % F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率 × 90 % （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。 自動継続期日指定定期預金 取引（通帳式） 4.（利息） （5）この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合、および第6条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 A 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u> B 6か月以上1年未満 2年以上利率 × 40 % C 1年以上1年6か月未満 2年以上利率 × 50 % D 1年6か月以上2年未満 2年以上利率 × 60 % E 2年以上2年6か月未満 2年以上利率 × 70 % F 2年6か月以上3年未満 2年以上利率 × 90 %